

介護・保育人材の養成確保に向けて～貸付制度のご案内～

本会では、介護福祉士や保育士の資格取得を目指す方を対象とした「修学資金」、資格をお持ちの方の就職や定着を支援する「準備(支援)金」の貸付事業を行っています。これは、日本全体で課題となっている介護と保育分野の人材確保、養成を図るための制度であり、財源は国と岐阜県の補助金が使われています。

岐阜県でも、今後2025年度末までに約6,300人の介護人材が不足すると推計されており、有効な貸付の活用が求められています。ここでは、改めて各資金についてご紹介します。

- ・この制度は、貸付です。条件を満たすと返還免除となりますが、満たせなければ返還です。
- ・貸付額や期間等は、各制度によって異なります。詳しくは、お問い合わせください。

介護福祉士等修学資金

<対象者>

- ・介護福祉士の資格が取得(受験資格含む)できる県内の対象大学等に進学する方(※1)
- ・既に介護職員等として勤務しており、実務者研修を修了すると、介護福祉士の国家試験受験資格が得られる方

※1 現在の制度を一部見直し、平成31年度より以下の運用となる予定です。

	現在(平成30年度)	平成31年度
申込時期	4月入学時～5月末日	平成31年1月15日～3月15日
申込方法	入学後、養成施設を経由して本会へ申込	入学前に貸付希望者が直接本会へ申込
1回目の送金	7月末日	5月末日

介護職員等再就職準備金

<対象者>

- ・過去に1年以上介護職員としての実務経験があり、県内の対象施設に介護職員として再就職する方

- ・再就職準備金は、何らかの事情で介護の仕事から離れていた方に再び就職を促し、定着を支援するものです。そのため、再就職後は同一の事業所において2年間引き続いて対象業務に従事することにより返還が免除となります。
- ・申請に際しては、介護に関する資格(※2)をお持ちで、岐阜県福祉人材総合支援センターに「届出等登録」をしていただく必要があります。



届出登録はこちらから

※2 介護福祉士または実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、訪問介護員の修了資格

保育士就職支援資金 以下の3メニューがあります。

- (1)保育補助者雇上費貸付 個人ではなく、施設・事業所が対象です。

<対象者>

- ・新たに保育補助者の雇上げを行う保育所等

- (2)未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付

<対象者>

- ・未就学児をもつ保育士で、県内の保育所等に新たに勤務する方
- ・県内の保育所等で雇用されている未就学児をもつ保育士で、産後休暇または育児休業から復帰する方

- (3)就職準備金貸付

<対象者>

- ・保育士登録後1年以上経過した保育士(※3)であって、県内の保育所等に新たに勤務する方(保育所や幼稚園等に勤務経験がある場合は、離職後1年以上経過していること)

※3 保育士登録から1年未満の方の内、保育士養成施設の卒業または保育士試験の合格から1年以上経過した方も対象となります。

このほか、保育士の資格が取得できる大学に進学する方を対象とした「保育士修学資金」がございます。

全資金に共通するQ&A

Q1 貸付利子がありますか？

A1 無利子でお貸しします。ただし、返還期限を過ぎると、延滞利子が発生します。

Q2 連帯保証人は必要ですか？

A2 申請にあたり、必ず連帯保証人を1名以上立てなければなりません。連帯保証人は、返還となった際に、借受人とともにその責務を負いますので、生活保護受給者や収入がない方は連帯保証人となることができません。連帯保証人が無職で年金受給の場合などは、所得状況を証明する書類を提出いただくことがあります。

お問い合わせ 岐阜県福祉人材総合支援センター 電話058-273-1111(内線2553、2679)
ホームページ 「岐阜県 介護修学」または「岐阜県 保育修学」で検索